

障害児通所支援事業所等の指定に係る誓約書

平成 年 月 日

札幌市長様

申請者	所在地
(設置者)	法人名
代表者氏名	印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定のいずれにも該当しないこと及び札幌市児童福祉法施行条例第6条第5項（又は第86条第5項）を遵守することを誓約します。

【児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定】

- 1 申請者が厚生労働省令で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の18第1項の厚生労働省令で定まる基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第21条の5の18第2項の厚生労働省令で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業者の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定まる使用人が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、第21条の5の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び該当事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者が第21条の5の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害時通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の該当事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者の役員等が、第21条の5の23第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に該当取消しの処分を受けた厚生労働省令で定める申請者の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第21条の5の23第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者が、第21条の5の21第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 第9号に規定する期間内に第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前60日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人の役員等であったもので、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 12 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【札幌市児童福祉法施行条例の規定】

- 第6条第5項 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援の事業の運営に当たっては、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。
- 第86条第5項 指定障害児入所施設等の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。